

水田活用の直接支払交付金における 5年水張りルールの変更について

水田政策を令和9年度から根本的に見直します。水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めません。

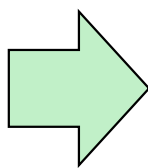
※ 現行水活の令和7年度、8年度の対応として、水稻を作付け可能な田について、**連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても、交付対象とします。**

（食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に位置づけられています。）

現行の「水田活用の直接支払交付金」におけるルールの変更内容

現行ルール

- 令和4～8年度の間に、
- 水稻作付 又は
 - 1か月以上の湛水管理
（かつ、連作障害による収量低下等の発生が確認されていないこと）



変更後ルール

- 令和4～8年度の間に、
- 水稻作付 又は
 - 1か月以上の湛水管理 又は
 - 連作障害を回避する取組
（令和7年度又は8年度）

※ 令和4～6年度に、水稻作付又は1か月以上の湛水管理に取り組んだ方は、令和7年度又は8年度の連作障害回避の取組は必須ではありません。

※ 1か月以上の湛水管理を実施した場合、連作障害による収量低下が発生していないことの確認は求めないこととします。

連作障害を回避する取組とは

- 土壌改良資材・有機物（堆肥等を含む）の施用
…（例）苦土石灰、タンカル、石灰窒素、牛糞、豚糞、鶏糞 等
- 土壌に係る薬剤の散布
…（例）土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤） 等
- 後作緑肥の作付け
…（例）イネ科、マメ科等の播種後にすき込み
- 病害虫抵抗性品種の作付け
- その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

連作障害回避の取組の確認方法について

農業者の皆様におかれましては、「連作障害を回避する取組」を行ったことの根拠資料として、以下①、②の提出をお願いします。

なお、令和4～6年度に、水稻作付又は1か月以上の湛水管理に取り組んだ方は、令和7年度又は8年度の連作障害回避の取組の手続きは不要です。

○提出物

①作業日誌／栽培管理記録簿等

- ・取組を行った圃場の地名地番がわかること
- ・土壌改良資材や有機物を施肥・散布した日・散布量が記録されていること
- ・すきこみ等の作業を実施した場合、作業日が記録されていること

②作業に用いた資材の購入伝票等（無償の場合は受領書等）

- ・購入日、購入元の情報（日付、事業者名、所在地、連絡先など）
- ・購入数量(必要な施肥量等を満たす数量であることが確認できること)

○必要施肥量等について

- ・土壌改良資材、有機物（堆肥）、土壌に係る薬剤の散布
… メーカー等が推奨する施用量・散布量を参考に「A等の営農指導を受け、適切な数量を施用すること
- ・後作緑肥の作付け … 作物ごとの推奨播種量、適期のすき込み

○提出期限・提出先

- ・ **令和7年12月26日（金）まで** 「仙北市役所農業振興課」へご提出ください。 ※取組後、随時提出をお願いします。

○注意事項

- ・令和7年度又は8年度における取組が対象であり、令和6年度以前に実施された取組は対象外です。
- ・必要施肥量等について、明らかに必要量に満たない場合等には別途、取組状況の詳細を確認する場合があります。
- ・水稻作付、1か月以上の湛水管理、又は連作障害回避の取組のいずれも実施されなかった圃場は、令和9年度以降、交付対象水田から除外されますのでご注意ください。※休耕地（自己保全管理等）も除外されます。
- ・令和9年度以降、交付対象水田として維持する意向がない場合は取組を行う必要はありません。

お問合せ先

仙北市地域農業再生協議会

事務局：仙北市農林商工部農業振興課 ☎0187-43-2206
〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81-8（角館庁舎）